

## 第 6 2 回文化審議会国語分科会・議事録

平成 28 年 10 月 31 日 ( 月 )  
15 時 00 分 ~ 16 時 40 分  
文部科学省 3 F 2 特別会議室

### 〔出席者〕

- ( 委員 ) 伊東分科会長, 沖森副分科会長, 秋山, 石井, 石黒, 井上, 入部, 大路, 加藤, 金田, 神吉, 川瀬, 川端, 三枝, 塩田, 鈴木, 戸田, 納屋, 福田, 宮澤, 森山, 山田, 山元各委員 ( 計 23 名 )
- ( 文部科学省・文化庁 ) 中岡文化庁次長, 内丸文化部長, 岸本国語課長, 竹田国語課長補佐, 小松日本語教育専門官, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官, 平山専門官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会 ( 第 61 回 ) 議事録 ( 案 )
- 2 国語課題小委員会の審議状況について ( 経過報告 )
- 3 - 1 日本語教育小委員会の審議状況について ( 経過報告 )
- 3 - 2 活動分野ごとの日本語教育人材の養成・研修の調査範囲
- 3 - 3 活動分野ごとの日本語教育人材の養成・研修の実施機関・団体  
( ヒアリング状況 )
- 3 - 4 日本語教育人材の養成・研修に関するヒアリング概要
- 3 - 5 日本語教育人材の養成・研修実態調査について
- 4 平成 29 年度概算要求参考資料 ( 文化庁文化部国語課 )
- 5 - 1 文化審議会文化政策部会における新しい文化行政の在り方についての審議状況について
- 5 - 2 義家文部科学副大臣挨拶概要 ( 未定稿 ) ( 平成 28 年 9 月 27 日文化審議会第 2 回総会 ( 第 68 回 ) ・文化政策部会 ( 第 3 回 ) 合同会議 )
- 5 - 3 関係団体書面ヒアリング結果 ( 抜粋 )
- 5 - 4 文化芸術立国の実現に向けた総合的取組の推進へ ( 仮題 ) ( 答申 ( 素案 ) )
- 6 文化審議会国語分科会の今後の審議スケジュール ( 案 )

### 〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿 ( 第 16 期 )

### 〔机上配布資料〕

- 国語分科会で今後取り組むべき課題について ( 報告 )  
国語関係告示・訓令集  
国語関係答申・建議集  
日本語教育のための教員養成について  
「危機的な状況にある言語・方言サミット ( 奄美大会 ) ・与論」のチラシ

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から委員の異動 ( 亀岡委員辞職, 大路委員就任 ) について紹介があった。
- 2 第 62 回国語分科会の開催に当たり, 中岡文化庁次長から挨拶があった。
- 3 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 4 前回の議事録 ( 案 ) が確認された。

- 5 沖森副分科会長（国語課題小委員会主査）から，配布資料 2「国語課題小委員会の審議状況について（経過報告）」の説明があり，説明に対する質疑応答が行われた。
- 6 伊東分科会長（日本語教育小委員会主査）から，配布資料 3-1, 3-2, 3-3, 3-4 及び 3-5 の説明があり，説明に対する質疑応答が行われた。
- 7 事務局から，配布資料 4「平成 29 年度概算要求参考資料(文化庁文化部国語課)」並びに，配布資料 5-1, 5-2, 5-3 及び 5-4 の説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 8 事務局から資料 6「文化審議会国語分科会の今後の審議スケジュール（案）」について説明があり，第 3 回国語分科会は，平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 1 時から開催することが確認された。
- 9 各委員の発言，及び事務局からの説明は次のとおりである。

竹田国語課課長補佐

新しく委員の就任がありましたので御紹介いたします。8 月 25 日付けで新たに委員発令がありました。大路正浩委員です。

大路委員

国際交流基金で日本語事業全般を担当しております大路と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

竹田国語課課長補佐

なお，前任の亀岡雄委員は 6 月 20 日付けで委員を辞職されています。

伊東分科会長

では，開会に当たりまして，中岡文化庁次長から御挨拶をお願いします。

中岡次長

ただ今紹介いただきました文化庁次長の中岡です。

委員の皆様には，大変お忙しい中，御出席賜り，ありがとうございます。また，国語施策と日本語教育施策に，日頃から御指導と御協力を賜り，誠にありがとうございます。この場をお借りして御礼を申し上げます。

今期新たに設置された国語課題小委員会においては，平成 25 年 2 月におまとめいただいた「国語分科会で今後取り組むべき課題について」において掲げられた課題の中から，「コミュニケーションの在り方」と「言葉遣い」についての審議を重ねていただきました。

一方，日本語教育小委員会においては，平成 25 年 2 月におまとめいただいた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理」において挙げられた 11 の論点の中から，論点 5「日本語教育の資格について」及び論点 6「日本語教員の養成・研修について」の御審議を重ねていただいたところです。

本日は，国語課題と日本語教育の各小委員会の今期のこれまでの審議状況について御報告を頂戴いたしまして，今後の議論を更に深めていただくための御意見等を頂戴いたしたく存じます。

さて，現在，文化審議会文化政策部会では，平成 27 年 5 月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」，これは文化芸術振興基本法に基づき政府の決定として行う方針決定ですが，これ以降に生じた，文化庁の京都移転の方針決定や，文化ブ

プログラムの枠組み整備がオリンピック・パラリンピック組織委員会でも整備されましたので、それを踏まえ、新しい文化行政を展開するに当たって強化すべき点について約2か月弱で、11月半ば頃を目途に答申を頂くべく、現在御議論いただいております。その審議状況等の詳細については、後ほど事務局から説明申し上げるかと思っておりますが、文化庁としては、このたびの文化庁の移転計画が、文化の基盤となる国語施策あるいは日本語教育施策にとってもより良い転換点となりますよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

本会議は、国語や日本語教育をめぐる様々な課題に対応していただくために、これからの国語施策及び日本語教育施策について御検討を賜る重要な場です。委員の先生方には、忌たんのない御意見を頂戴いたしまして、本日の会議が実り多いものとなりますようお願い申し上げます。簡単でございますが、私から御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。

#### 伊東分科会長

本日は、国語課題小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの審議状況について経過報告をしていただき、その後、意見交換をしたいと考えております。よろしく申し上げます。

それでは、初めに国語課題小委員会の審議状況について、国語課題小委員会の主査である沖森副分科会長に説明をお願いします。

#### 沖森副分科会長

よろしく申し上げます。国語課題小委員会でのこれまでの議論について御報告申し上げます。今期は、第12期の国語分科会が平成25年に取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」が示す五つの柱のうち「4 コミュニケーションの在り方について」及び「3 言葉遣いについて」を取り上げて検討を行っております。

「コミュニケーション」と「言葉遣い」の問題は互いに深い関係にあり、「コミュニケーションの在り方」を広く考えようとする、そこには「言葉遣いについて」の課題も含まれてくると考えられます。そこで、この二つの課題を別の問題として分けて検討するのではなく、当面は、どちらも審議の対象とすることにして、広い見地から意見交換を行ってまいりました。

「国語分科会で今後取り組むべき課題について」の冊子は机上にもあります。また配布資料2の1ページにもその一部分がありますので、御覧いただければと思います。配布資料2に沿って御説明申し上げます。1ページ、点線の四角で囲った部分を御覧ください。「4 コミュニケーションの在り方について」では、「基本的な方向性」として次のように記してあります。少し読み上げます。「今後、求められるコミュニケーションの在り方に関する指針の作成について検討していく必要がある。検討に当たっては、この課題が個々人の言語生活と密接に関わるものであることを踏まえて、改めて国民の意識調査を実施するなど、慎重に対応する必要がある」と書かれております。

こうした方向性に関連して、「(1)情報化・国際化の中でのコミュニケーションについて」では、情報化社会の進展に伴って、非対面のコミュニケーションの機会が増えている一方で、対面コミュニケーションの能力をどのように身に付けていくかが問題であるということ、また、国際化との関係では、国内における外国人とのコミュニケーションが今後より切実な問題となってくる可能性があるという認識を示してあります。加えて、「(2)コミュニケーション能力の二つの重要な側面について」では、対面コミュニケーションの場面では、人間関係形成能力とも言い得る側面と、一方で、根拠や理由を明確にして論理的に伝えるという側面とがあることを指摘しています。

このような観点を踏まえて、国語課題小委員会では、これまでに、7名の委員から、比較言語教育学、社会言語学、言語心理学、方言学、国語科教育学、放送、新聞など、それぞれの立場でイメージするコミュニケーションや言葉遣いの在り方についてヒアリングを行い、その上で意見交換を行ってまいりました。これは、「コミュニケーションの在り方」という極めて大きなテーマについて、国語分科会としてどのようなことが検討可能なのか、何が期待されているかというところを絞り込んでいくためでもありました。

このヒアリングで示された見解並びにそれを踏まえた各委員の意見を配布資料2の3ページからまとめてあります。全てをここで御紹介することはとてもできませんが、主な点について御紹介申し上げます。

まず、3ページ「2.1 コミュニケーション(コミュニケーション能力)の捉え方について」を御覧ください。ここでは、各委員から示された「コミュニケーション」というものの捉え方を並べてあります。

「 広い意味でのコミュニケーションというのは、聞く・話す・読む・書くという4技能の全てにわたるものであるが、実際の文脈の中で言われるコミュニケーションは、話すというところに集中しており、書き言葉によるコミュニケーションより話し言葉によるコミュニケーション、受信する側よりも発信する側の問題として、一般的に捉えている。」

次の、「 狭い意味でのコミュニケーションとは、他者や社会と折り合う自己を見せ、目的を達成することと考えられる。」

続いて、「 コミュニケーション能力とは、「全ての生活における基礎能力で、他者と全ての時間軸における共有した世界を構築するための道具、つまり話し言葉や書き言葉、非言語的行動を使いこなす力」と定義付けられる。」

そして、4ページ6行目「 コミュニケーション能力とは、「言語を介した他者との協同活動の中で、何かを共有・確認していたり、新しい考えを生み出したりする行なうことができる能力」と定義付けられる。」

これらはヒアリングの中で各委員から示された考え方です。このように「コミュニケーション」あるいは「コミュニケーション能力」を国語分科会としてどのように捉えていくかということについて意見を頂きました。その一方で、4ページの「2.2 コミュニケーション(コミュニケーション能力)」という用語について」を御覧いただきたいと思います。

その最初、「 「コミュニケーション」という言葉に対して、人々は万能感を持ち過ぎている。安易に「コミュニケーション」という言葉を使わない方が良いのではないか。」

その次、「 経済産業省の「社会人基礎力」に関する取組においては、「コミュニケーション能力」という言葉を使わずに、基礎的な力を12の要素に分けて示したことで、そこから自分自身の足りない能力を見いだすことができた。今回も、別の言い方に置き換えていくのが望ましい。」こういった意見もありました。

「コミュニケーション」という言葉の意味するところは、とても広い範囲に及びます。多くの方が「コミュニケーション」、「コミュニケーション能力」を重要だと考えているわけですが、その内容をもっと具体的なものとして明らかにしていくことが課題になると思われます。この点については、「国語に関する世論調査」などを利用した調査を行うことが望ましいという意見も出ております。

続いて、5ページの下「4.1 分かりやすさの問題(情報の伝達)と感じの良さの問題(感情の伝達)の両面について」を御覧ください。平成25年の報告では、コミュニケーション能力に人間関係形成能力の側面と、論理的な伝え合いの側面があるという観点が示されておりました。このことに通ずるとも言えますが、コミュニケーションに

において重視されるべきこととして、一つは、分かりやすいかどうか、つまり、情報の伝達がうまく行われているかどうかという面と、一方で、人間関係を保ったり作り上げたりしていく上で、感じが良いかどうかという面があるということが繰り返し話題になっています。この二つの観点で、今後の検討における軸になっていくとも考えられます。幾つか読み上げます。

その最初、「日本語による意思の疎通をはじめ、言葉による伝え合いにおいては、言葉の中身としての情報だけでなく、それに伴う気持ちや感情がやり取りされる。それらに対する聞き手の評価から逃げられない。」

その下、「コミュニケーション上の問題を考えると、「分かる／分からない問題」という要因と、「感じがいい／感じが悪い問題」という要因とがあり、この二つの要因で説明できるのではないか。」

一つ飛んで、6 ページ 3 行目「一方、分かりやすくても、感じがいい／感じが悪いという観点で問題になる言葉というものがある。例えば、いじめやヘイトスピーチで用いられる言葉は、非常に分かりやすいが感じが悪い。社会人が組織の中で行動する場合に起きるコミュニケーション上の問題は、分かりやすいか分かりにくいかの問題よりも、人間関係に関わる、感じがいい／感じが悪い問題の方が要因として強いと考える。」

ただし一方で、「4.2 コミュニケーションのための基礎的な能力について」には、「語彙、敬語、言葉の使い方の未熟さが、コミュニケーションの基礎となる信用の妨げとなり、その信用の上に築くべき人間関係の構築もままならないまま、自己表現の場を得られず早期離職に結び付いている。」というように、人間関係を形成する感じのいいコミュニケーションのためには、その前提となる基礎的な伝達能力の部分について手当てしていくことも必要であるという意見もありました。感じの良さの問題と、分かりやすさあるいは理解力との関係についても整理していく必要があると思われま

す。そして、最終的な成果物については、11 ページ上の「6. 成果物のイメージについて」を御覧ください。幾つか読み上げます。

「6.1 成果物の構成について」ですが、「ある程度具体的な事例を丁寧に掘り起こして議論する必要はあるが、事例紹介だけではハウツー本のようになってしまう。骨太の背景を示し、具体的な部分と抽象的な理論との往還を通してコミュニケーション能力が鍛えられるようにすべきである。」

「6.2 成果物の示し方について」の二つ目ですが、「自分と相手との関係や様々な社会的な条件、場面などによって決まってくる、いろいろな方法を示し、それぞれの良い面（効果）と悪い面（弊害）を併せて示すことで、最適解をそれぞれで考えてもらうためのものとしていく必要がある。」

そして「6.3 成果物の具体的な内容について」ですが、「コミュニケーションを目的ごとに段階分けし、それぞれをスキルで分割して、パフォーマンスの到達度で示すルーブリックを示してはどうか。」

また、11 ページ下から 3 行目、「社会の各分野における状況や目的ごとにシーンを想定し、そこで展開する望ましいコミュニケーション行動と望ましい言葉の表現を例示する。それらをテンプレート化してはどうか。」

このように、いろいろな御意見がございましたが、理論的な柱をしっかりと立てた上で、実際に活用していただけるような具体的なガイドを添えるという方向性では一致していると思われま

す。そのほか、方言が、従来の地域に根ざしたものとしてだけでなく、多様な表現のための資源ともなっており、例えば、非対面のコミュニケーションにおいて、表現しにくい感情の伝達を助けるような役割を果たしているという観点、また、新聞に代表される

ような多数の人々に向けた書き言葉が、受信者にとって難しくならないように、戸惑いが起こらないように、傷付けられたと感じさせないようにといった観点で行われてきており、これらそれぞれの観点から、バランスを取ってコミュニケーションを成立させている面があることなどが話題となっています。

なお、来期においても引き続きこの課題に取り組むことを予定しており、平成30年2月に一定の成果として取りまとめることを目指しております。もうしばらく、委員をはじめとする有識者のお考えなどを伺った上で、今年度中に、成果物の目指すところを絞っていきたいと考えております。並行して、主に事務局に対応してもらうこととなりますが、必要な調査を行い、今後の審議の根拠となるようなデータを集めてまいりたいとも考えております。

以上、国語課題小委員会からの報告を終わりにいたします。

#### 伊東分科会長

沖森副分科会長、興味深いコミュニケーションと言葉遣い、コミュニケーションの在り方についての経過報告、どうもありがとうございました。

ただ今の御説明について、何か御意見、御質問があればお願いします。

#### 石井委員

大変幅広く深い御考察がなされており、ここから学ぶものは大変多いと存じます。

1点質問です。言葉の問題を考えたときに、例えば最近、発達障害の方がごく少数ではないという状況になっております。そういう方たちの発話というのは、場合によっては、我々が、感じがいい／感じが悪いという分け方をすると、人によっては非常に直接的であったり、一般的に言うと場をわきまえないと思われてしまうようであったりする発言ということがあり得ます。そういったことに対して、その人たちの思考回路や、言葉の運用の仕方を、我々をはじめ全ての人が認めた上でコミュニケーションを図ることが多分一番大事だと思います。

これは日本語教育をやっている人間としても、違う論理、違う文化で言葉を使う外国人とのコミュニケーションの問題は、単に日本語能力とか文法的な能力の問題ではないことで生じることが多いということからも思うことです。そうしたことが小委員会の中で少しでも触れられることがあるのかということが質問です。

加えて、感じがいい／感じが悪いということを、ヘイトスピーチなどまで絡めて言うてしまうと、不適切な意味のレベルのことと、初めから人を誹謗中傷しようとする悪意を持った発言とを、同じ言葉を使って表すことになってしまい、それでいいのかと私自身の疑問ですが、感じました。

#### 沖森副分科会長

御意見、どうもありがとうございました。今回の中間報告は、配布資料2の2ページの下にありますような7名の委員それぞれの立場からの御報告、御意見、考え方をお示しいただいたものです。まだまだ不十分な点があるかと思いますので、石井委員のおっしゃった観点も今後またヒアリングの対象としてまいりたいと思います。貴重な御意見、どうもありがとうございました。

#### 伊東分科会長

私自身も今の報告を受けて、日本語教育をなりわいとしている者としては、日本語が上手、下手というところで感じがいい／感じが悪いというものもあると思いました。また敬語が上手に使えず、唐突的な言い方をされると、ちょっと感じが悪いなということも

あります。その中でコミュニケーションの在り方についていろいろと示唆を頂いた報告だったと思います。

### 三枝委員

分かりやすさの問題というところに非常に共鳴する部分があります。私の仕事柄、外国籍の住民の方に情報を伝えるときに、今たまさか多文化共生の問題の中で事例集を作っております。ただ、相手が今どういう位置に置かれているのか、生活環境がどうなのか、それに合わせた一番分かりやすい言葉は何なのかを選ぶのが非常に難しくなってきました。これから先、今日頂いている資料を参考にしながら、考えていきたいと思った次第です。

### 沖森副分科会長

日本人のコミュニケーションなのか、外国人を含めたコミュニケーションなのかということで言いますと、非常に幅が広いというのが現在直面している問題です。それを含めたような答申と言いますか、成果物ができればいいと考えております。

### 伊東分科会長

ほかにいかがでしょうか。（ 挙手なし。）

それでは、ここで、「議事（１）国語課題小委員会の審議状況について」及びその質疑応答については、一旦終えておきたいと思います。

次に、日本語教育小委員会の審議状況について、主査である私から御説明します。配布資料 3 - 1 から 3 - 5 まで、5 種類の資料を参考に御説明します。

まず、配布資料 3 - 1 を御覧ください。今期の審議状況の概略を示したものです。今期は、平成 25 年 2 月に日本語教育小委員会に設置された課題整理ワーキンググループでおまとめいただいた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」で示された 11 の論点のうち、「論点 5 . 日本語教育の資格について」と「論点 6 . 日本語教員の養成・研修について」の検討を行っております。

その下に、議論の観点について記載しております。論点 5 については、現在日本語教育人材に関する国家資格はありませんが、国内外の日本語教員の採用の要件や法務省告示日本語教育機関における教員の要件となっている「日本語教育能力検定試験」、これは日本国際教育支援協会が実施しているものですが、そういった試験などがあり、日本語教育の質の維持、向上を図る上で、現在の試験等の在り方で十分なのかといった観点から検討を行っているところです。

「論点 6 . 日本語教員の養成・研修について」は、文化庁が平成 12 年に日本語教員養成における教育内容として「日本語教育のための教員養成について」と題する報告を示してから、既に 16 年が経過しております。現在、日本語教育人材の活動分野や役割は、社会の多様化に伴ってその役割も一層多様化し、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっていることから、日本語教育人材に求められる資質・能力について整理が必要であるといった観点から検討を行っているところです。今回の検討においては、資質・能力の整理にとどまらず、教育内容やモデルカリキュラムの提示までを念頭に議論を進めていくこととしております。

これまでに 6 回の委員会を開催しており、第 1 , 2 回は、今期の審議の進め方やヒアリング団体の選定等について御審議いただきました。第 3 回から第 6 回に掛けては 14 の教育機関や養成機関、団体に対してヒアリング調査を実施しました。

今後は、日本語教育人材の養成・研修を実施している機関・団体、大体 100 団体に対して書面による調査を年内に実施し、来年 2 月めどで調査結果の分析を行って、来期における検討の基礎資料とすることを予定しております。

次に、第3回から第6回に掛けて実施したヒアリングについて御説明いたします。配布資料3-2「活動分野ごとの日本語教育人材の養成・研修の調査範囲」を御覧ください。ヒアリング団体の選定に当たっては、この配布資料3-2のとおり、様々な活動分野や役割等を配慮し選定いたしました。例えば、「1.国内」を御覧ください。「(1)日本語学習者全般」では、「日本語教員養成課程を持つ大学」として学習院大学、「日本語教員養成課程を持つ日本語学校」からは主任教員研修を行っている一般財団法人日本語教育振興協会、「420時間研修実施機関」からはインターカルト日本語学校、それから、「2.海外」を活動分野とする日本語教育人材の養成・研修を実施している団体として、独立行政法人国際交流基金や独立行政法人国際協力機構からヒアリングを行いました。資格・試験の観点からは、公益財団法人日本国際教育支援協会から日本語教育能力検定試験について御説明を頂きました。このように、各分野に漏れがないように慎重にヒアリング団体の選定を行ってまいりました。

活動分野や役割ごとにヒアリングの団体をマッピングしたものが配布資料3-3「活動分野ごとの日本語教育人材の養成・研修の実施機関・団体(ヒアリング状況)」です。

横軸が活動分野、縦軸が日本語教育人材の役割を示しております。例えば、「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の養成・研修については、公益財団法人浜松国際交流協会と愛知県豊田市の名古屋大学とよた日本語学習支援システムから、それぞれ養成・研修プログラムについて御説明いただきました。

ほかに国内としては、技能実習生に対する日本語教育について公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)、就労を希望する定住者に対する日本語教育の分野では一般財団法人日本国際協力センター(JICE)に御協力いただいております。また、海外に関しては、独立行政法人国際交流基金や独立行政法人国際協力機構(JICA)に各プログラムについてヒアリングを実施させていただきました。

ヒアリング結果をまとめたものを配布資料3-4「日本語教育人材の養成・研修に関するヒアリング概要」として示しております。一番上がヒアリングを行った団体名、2段目が活動分野や学習対象者、3段目が日本語教育人材の役割となっております。例えば指導者のほか、補助者や、コーディネーターなど育成対象者に求められる役割を記載しております。そのほか、育成する人物像や、研修の受講対象者、どんな人たちが受講しているのか、研修等の時間数、その修了要件なども整理しております。このほか、配布資料3-4の下の方を御覧ください。日本語教育人材に求められる資質・能力について、「求められる知識」、「求められる技能」、「求められる態度」の三つに分けて整理を行っております。このマトリックスの下から3段で、「知識」、「技能」、「態度」を三つに分けて整理しております。

今後予定している調査について御報告いたします。日本語教育小委員会では、様々な活動分野や役割ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力について、「知識」、「技能」、「態度」の三つの区分で整理を行い、それに応じた教育内容を示すこととしております。更に深掘りした審議を行うための基礎資料として、日本語教育人材の養成・研修の状況を把握する調査を実施することとしております。最後、配布資料3-5「日本語教育人材の養成・研修実態調査について」を御覧ください。

調査対象としては、日本語教育人材の養成・研修を実施している、おおむね100の機関・団体を対象として行う予定です。調査方法は、調査票の配布・回収による方法とします。調査内容は、養成・研修のプログラムの概要や養成する人材に求められる資質・能力等について情報を収集することとしております。スケジュールですが、11月から調査票を配布し、年内に回収した後、できれば本年度中に集計・分析までを行う予定であります。

なお、この論点5、論点6の審議ですが、2年間で予定しております。本年度から来

年度初頭に掛けて活動分野や役割ごとに求められる知識、技能、態度の整理や教育内容の提示、それに応じた養成・研修のカリキュラム案の策定を行うワーキンググループを二つ設置して、具体的な検討に入る予定です。あわせて、平成12年の教育内容の見直しと、日本語教育の資格の在り方についても検討を行い、平成29年度中に報告を取りまとめる予定です。

以上、日本語教育小委員会の審議状況の報告とさせていただきます。

それでは、日本語教育小委員会の説明について、御質問や御意見等があればお聞きしたいと思っておりますので、お願いします。論点が11ある中の論点5と論点6です。資格要件、そして養成・研修、実態を把握し、そして新たな世の中の動きに応じた形で見直しを行うというのが肝となっております。

#### 山元委員

国語課題小委員会との関連で伺いたいのですが、日本語教師に求められるコミュニケーション力と言いますか、この表の中でも「求められる態度」のところに「何より温かい心と難民支援に対する熱意」という具体的な言葉もありますが、その点についていかがでしょうか。日本語教師に求められるコミュニケーション力というのを聞かせていただくと、こちらの内容にも関わると思うので、よろしくお願いします。

#### 伊東分科会長

外国人あるいは日本語学習者を対象に、言葉の教育 - 言葉のみならずですが、いわゆる人間関係を作る際、一つには言葉が障害となることが非常に多いです。言葉ができないということをつい分けてしまったり、一つ壁を作ったりしてしまうことがあります。そういったことが起こらない心掛け、その言葉の壁を乗り越えたところでのコミュニケーションをどう取っていくのかということから、温かい態度や、非言語的なコミュニケーションにおいて私たちの思いが伝わるようなコミュニケーションの在り方が大切ではないかということ、ここでは述べていると御理解いただけたらと思えます。

#### 山元委員

どうもありがとうございました。共感的に他者を受け止めようとする、言葉が伝わらないとしてもといった面ですね。どうもありがとうございました。

#### 井上委員

日本語教育小委員会に所属している井上です。今の御質問にも関連しますが、私が国語分科会日本語教育小委員会で委員を務めて常に意識しているのが、やはり多文化共生という概念です。多文化共生というのは、正に文化も歴史も宗教も、もちろん言語も違う人たちが日本で暮らすときに、その人たちに日本を知ってもらうための最初の入り口として日本語を習得していただくということだと思います。

逆に言えば、習得してもらうためには我々日本人も様々な文化、歴史、宗教観を理解する必要があります。日本語を介したコミュニケーションがもちろん基本ではありますが、私どもも2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を間近に控えていますので、他国の言語も理解、習得することが必要であると思えます。そういう意味において、この問題は、非常に奥行き、幅が広いもので、日本語を教える人材育成の在り方も非常に多岐にわたると、御理解いただいた方がよろしいかと思えます。

大学をはじめ、大学で日本語を指導する方、コーディネーターあるいはボランティアの方々、様々な形で外国人に日本語教育をしております。対象も、日系人や留学生、技能実習生などいろいろな形で日本に入ってくるの方々への教育を一つにまとめるの

は難しいと思います。最後は、2020年から30年ぐらいを目途に、日本がより多文化共生の考え方を浸透させられるような日本語教育の在り方を提案できればよいと思います。

#### 塩田委員

国語課題小委員会の委員をやっております塩田と申します。

私、配布資料3-4にあります学習院大学の日本語教師養成コースの第1期生の卒業生です。その後、日本語教師にならずにと言いますか、なれずに現在に至るので、日本語教育については素人ですが、そういった観点から一つだけ、今後の見通しを教えてくださいたいと思います。

論点5、現在の試験等の在り方で十分かというところです。今後調査を行って更に議論を深める予定ということで、現時点でこの試験について何か見通しがあるのでしょうか。例えば国家試験、国家資格を設ける予定があるのかないのかというレベルで話が進んでいるのか、あるいは全くゼロベースで、今回の調査結果を受けてゼロから議論し、そういう国家検定にする方向にするのか、あるいは単に助言にとどめるのか、今の議論の進展度合いを教えてくださいたいと思います。

#### 伊東分科会長

実施団体のメンバーが日本語教育小委員会におりますので、展望については川端委員にお聞きしたいと思います。

我々が平成12年のいわゆる日本語教員養成のためのガイドラインを検討した発端は、学習者の多様性を背景に、日本語教育や日本語学習に携わる人材が非常に増えてきたということがあります。養成の在り方は、これまでは平成12年に出されたものが中心になっていましたが、学習者の多様性を考えると、それ一つだけでは立ち行かなくなりました。そして、再度、現状を踏まえた上で、当時の学習者と現在の学習者、社会の在り方、人の在り方といった観点も含めて、検討していると御理解いただけたいと思います。

#### 川端委員

日本語教育小委員会に所属している川端と申します。今話題になっている日本語教育能力検定試験の実施団体、日本国際教育支援協会の者です。

今のところ国家試験にするかどうかなど、私どもが決める問題ではありません。ただ、半ば公的な試験は社会需要に応じていくことが一番の使命だと思っておりますので、社会需要があり、また小委員会からそういった提言があれば、私たちの方でできる限りのことはしたいと思っております。

#### 川瀬委員

国語課題小委員会に所属しております川瀬と申します。2点お伺いします。論点6に「養成・研修のカリキュラム例を提示」とありますが、これは実際に提示されると、ある種のスタンダードになっていくのかと思います。いろいろな形で日本語教育が進められている中で、文化庁として提示するスタンダードをどのように現場へ提示して、実効性を上げていくのでしょうか。学生さん、日本語を学ぶ方たちにどうフィードバックしていくのか、そのプランまでお持ちなのかどうか、また考えようとされているのでしょうか。

もう1点。どうしても研修カリキュラムになると、話す練習、書く練習、読む練習になってくると思います。音声的な鼻濁音や無声音など、もう今の時代そろそろ失われつつあるような本来の日本語スタンダード、そういった部分についても踏み込んでカリ

キュラムの中に盛り込んでいく考えがとおりかどうか。

この2点について教えていただきたく存じます。

伊東分科会長

配布資料3 - 4にありますように、様々な機関からヒアリングを行ったところ、求められる人材像が、どういう人たちに日本語を教えたり指導したりするかによって多岐にわたっているということが分かりました。

これまでの伝統的な日本語教師のように、留学生やビジネスマンを対象にしているところ、技能実習生や生活者としての外国人に対して日本語を教えているところ、様々でした。同時に、日本語指導に携わる人たちが、必ずしも日本語教育能力検定試験に合格した人ばかりではありません。それこそ近所のお付き合いで教えることになったボランティアの人たちも含めて考えますと、非常に難しいというのが率直な意見です。したがって、今回、全国的なレベルで調査をし、実態把握をして、集まった情報を整理し - 整理できるかどうか分かりませんが、その中で新たな枠を構築できたらいいかと思っております。

これを成果物としてどう出すのかまではまだ十分に議論しておりません。

増田専門職（日本語教育）

策定いただいたカリキュラムは、指針、よりどころとしてのものを目指しておりますので、現場に合わせて適宜検討いただけるものを予定しております。ただ、そういったものができるかどうか、在り方をどう提示するかということにつきましてはもう少し慎重に検討させていただきたいと思っております。

加藤委員

日本語教育小委員会の加藤と申します。鼻濁音、無声音の件について申し上げます。

鼻濁音や無声音について大きな論点としては今扱ってはいませんが、日本語ということ考えた場合、非常にそこは考えるべきところかと思っております。現在のところ、鼻濁音や無声音について大きな論点になっていないのが現状ですが、今後の委員会の中では、そういったことも話ししていくことになろうかと思っております。

納屋委員

配布資料に「難民等」とありますが、「等」については、その他と考えておけばよろしいでしょうか。

増田専門職（日本語教育）

ここに記載されている対象以外の方々が、今回ヒアリングにお招きした団体以外で支援されているという現状があることを考え、「等」としております。インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民という定義がありますが、その方々の御家族など、呼び寄せていらした方も「難民等」の中に含まれていると理解しております。

納屋委員

分かりました。ありがとうございます。自由貿易協定等がこれから日本の一つの大きな中身になってくると思っております。それでお伺いしております。

福田委員

国語課題小委員会に所属している福田と申します。このような大規模な調査によって現状が分かってとても良かったと思っております。現状が、大学できちんとカリキュラムを

踏んで単位を修得して指導者になる方と、ボランティアの方と混在している状況であるということが分かります。

それに対して論点6でカリキュラム案の策定とありますが、そのようなバラエティ豊かな指導者の人たちを一つにまとめるお考えなのか、それともそれはそのまま、それぞれの指導の在り方にとって一番理想的なものを提案なさるのか、そのことについて教えていただければと思います。

#### 伊東分科会長

私自身の意見になってしまいますが、恐らくそれを一つに束ねることは難しいだろうと理解しております。やはりそれぞれの立場で従事していらっしゃる方に求められる資質、能力、態度という形でまとめていくのではないかと思います。多様性ということを見ると、そのことをどう我々が解釈して、その多様性の中にも普遍的なところをどう取り込んでいくかという難しい課題にはなるかと思えます。そのようなことを今議論し始めたという御理解いただけたらと思います。

#### 加藤委員

今の説明の補足をさせていただきます。配布資料3-1の論点6の の部分についてです。「普遍的な」という言葉が今の説明でありましたが、そういうことにプラスして、「活動分野や役割に応じた教育内容を基に養成・研修のカリキュラム例を提示」としてあります。今回100の事例を調べると、恐らく100通りのものが出てくると思うのですが、そういったものの中から普遍的なものを探し、グルーピングして、活動分野や役割といったカテゴリーに分け、具体的なカリキュラム例を提示していくということになると思います。

#### 石黒委員

二つほどお伺いしたいことがあります。一つは、現場が二つあるというか、養成機関も一つの日本語教師を生み出す非常に大切な現場だと思います。もう一つの現場、それは言うまでもなく日本語教育が行われている現場です。例えば、ここの修了生が、ある受入れ機関に行きます。実際にそこで日本語を教えます。こういうカリキュラムを経てきた人がその中で、当然、もちろん学んできたことだけでは不十分で、OJT (on-the job training) を通してその現場に合わせて自分自身をカスタマイズして、合わせていく必要があると思います。

こういう研修を受けてきた方を受け入れている機関の考え方ですとか、修了生の方が実際に働いてみて、そのカリキュラムや受けてきた養成機関での教育をどう評価しているのかとか、そういう教師に教わっている当の学習者はその先生に対してどういう信頼感を持っているのかとか、量的には難しいと思いますが、質的にそういうところまで広げて考えていく予定はないのかどうかという点が一つです。

もう一つ。これだけ多様な観点をまとめられたのは御苦労がおりだったと思います。その中で、やはり多岐にわたる専門性がこれだけ現場によって違うんだということが分かったのは大きな収穫だと思います。

一方で、普遍性というか、普遍とまで言わないまでも、ある程度日本語教師として必要な共通の基盤、語学教師としての適性もあるでしょうし、あるいは異文化をきちんと受け入れられるような姿勢というのも日本語教師には必要だと思いますが、そのような共通の基盤あるいは最大公約数的なことをどうお考えなのでしょう。

それと関連して、ヒアリングをされた中で実習というのがありまして、その実習もやはり多様性があると思います。多分現場として受け入れる側からすると、この実習をきちんとやってほしいということがあると思います。実習もいろいろあって、本当に学習

者にお願いをして実習ができるような、いわゆる国語教育、国語教室でやられるような教育実習と、日本人なんだけど、仮に外国の日本語ができない人の役割になってくださいという模擬実習といったものもあると思います。そうした実習を、日本語教師の資格を考えた場合、どう組み込んでいかれるのかということについて、お聞かせください。

#### 伊東分科会長

まず、現場が二つあるんじゃないか、養成の現場と教育現場ということですね。これに関しては私も非常に興味のあるところです。OJT (on-the job training) を通して、多くの教員は養成講座で受けていたことを基に、様々な現場でそれを活用していく、あるいは新たに学んでいくということを考えると、教師自らの自己成長の心掛けというか、新たなものに対応できる学びというものも必要になってくるのではないかと思います。ただ、このことに対する調査に関しては、今策定している紙の媒体では直接測定できるようになっていないので、このことは小委員会の方でまた再度検討させていただくことにしたいと思います。

それと、あとは共通基盤。これに関しては私も非常に知りたいところであります。正に今後この小委員会で議論し、そして詰めていくことになるのかと私自身理解しております。

#### 石黒委員

実習のことも含めてですが、そこがきちっとしてくると、社会的にも日本語教育の専門性が認められて、日本語教育に携わる人の地位も確立されると思います。そういう共通理解が、仲間だけではなく、一般の日本社会にも浸透していくような何か明確な形ができるといいなと非常に期待しておりますので、よろしくをお願いします。

#### 石井委員

今のことですが、日本語教育の現場は本当に多様です。私たちが経験してきた英語の学習教室のような、いわゆる教室という形で、教える者がいて、学ぶ者がいてという教室もあります。例えば留学生の指導や日本語学校等の学校形式のところではそういった形が多くあります。ただ、今回ヒアリングを受けてくださったところの多くが、ぱっと見た瞬間、みんなで何か活動している、でも特別に何か取り立てて、今教えている人が誰で、ということではないような教育の場というのも多様にあります。

例えば日本で日本語を学んでいる人たちの中には、留学生等、これまでに自国で十分な教育経験を経て、学校型の教育でうまく学べる、あるいは予習復習ということがちゃんとできるような方たちがいる。その一方で、場合によっては母語の読み書きもほとんどできない方、いろいろな経緯で学校教育を経ていない方もいる。例えば難民にもそういう方はいらっしゃいますし、難民以外でもいろいろな方がいらっしゃいます。そういう人たちにも日本語を学ぶ機会を提供すると考えると、必ずしも学校型の知識として整理された日本語を提供するという教え方がよいとは限りません。大分違うやり方が適しているということが十分あります。また、年齢の問題もあります。

今の御提案についても、ある側面の日本語教育に関してはそういったことを検討する必要が十分あると思います。しかし、むしろそれを統一してしまおうと考えると、逆に現実の状況に合わないという側面もあります。その点で議論が必ずしも簡単に進まないで、日本語教育小委員会でも多くの方たちの御意見を伺っていると、そういう状況かと存じます。

#### 伊東分科会長

貴重な意見を様々な観点から頂き、ありがとうございました。今後に向けての活動の

一つの参考にさせていただきたいと思います。それではここで、日本語教育小委員会に関しては一旦終了にさせていただきたいと思います。

次に、その他の案件として、平成 29 年度概算要求の状況及び文化審議会文化政策部会における新しい文化行政の在り方についての審議状況について、事務局から御説明をお願いします。

竹田国語課課長補佐

配布資料 4 を御覧ください。平成 29 年度概算要求についての説明をいたします。

右下のページ、1 ページ「平成 29 年度概算要求の概要」です。来年度の要求額の一覧を掲載しています。今年度から大きな変動はありません。文化審議会国語分科会については、90 万円程度増額しています。ワーキンググループの立ち上げ等も予定した増額です。国語施策の充実、外国人に対する日本語教育の推進については、若干増えています。ほぼ同額を要求しています。

4 ページ「国語施策の充実」です。国語分科会など審議会において検討いただいた答申等を踏まえ、具体的な事業を幾つか実施しています。まず調査及び調査研究として、「国語に関する世論調査」の実施です。若干額を増額しておりますが、これは回収率の増加を目指して増やしているものでございます。

「国語問題研究協議会の開催」ですが、国語に関する諸問題、文化審議会の答申等について説明し、研究協議を行う場として東西 2 か所で「国語問題研究協議会」を開催しています。

「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業」です。アイヌ語や離島地域の方言など、危機的な状況にある言語・方言等についての事業です。まず危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究として、危機言語・方言を対象とした研究協議会及びサミットを予定しています。その下の「アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業」は、アイヌ語に関する取組です。アイヌ語の音声データのデジタル化やアーカイブ化の作成の支援に関する経費を計上しています。「被災地における方言の活性化支援」では、東日本大震災の関係で危機に瀕した方言について、教材の作成、シンポジウムの開催など地域の取組を支援するための事業です。続いて、「国語施策情報システムの更新事業」です。紙媒体でしか現存していない資料を文化庁のウェブサイトで公開するための経費です。文化庁のシステムの更新に合わせた対応のために今年度は 200 万円計上していましたが、それが一段落しますので、来年度については元々の 100 万円の計上をしています。

7 ページ「外国人に対する日本語教育の推進」です。こちらも同様に審議会における検討状況を踏まえて具体的な事業を実施しています。「生活者としての外国人」のための日本語教育事業です。「地域日本語教育実践プログラム」では、二つの柱があります。「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組」と、「地域資源の活用・連携による総合的取組」です。その下「地域日本語教育スタートアッププログラム」です。今年度から実施している事業で、日本語教育のノウハウを有していない自治体に対し、アドバイザーの派遣等の支援を実施するものです。その下「地域日本語教育コーディネーター研修」では、日本語教育のコーディネーターに対する研修事業を実施しております。

「条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育」では、引き続き日本語教育支援を実施します。あわせて、通信による学習教材の開発等も引き続き実施するための経費を計上しています。

「日本語教育に関する調査及び調査研究」は、日本語教育に関する実態調査です。日本語教育の実施機関・施設等に関する数などを把握するための調査です。「日本語教

育の総合的な推進に向けた調査研究」は、日本語教育小委員会で論点として挙げられた検討結果を踏まえた、日本語教育を推進するための調査研究を実施します。

「日本語教育研究協議会等の開催」です。「日本語教育研究協議会」や「都道府県・市区町村等の日本語教育担当者の研修」、「都道府県政令指定都市の日本語教育推進会議」など、文化庁が作成しているカリキュラム案についての説明など、地域の日本語教育の担当者の会議等を実施しています。

「省庁連携日本語教育基盤整備事業」は、日本語教育の教材、コンテンツ等の共有化を図るためのシステムを運用するための経費です。また、「日本語教育推進会議」は、関係府省及び関係機関による会議の開催を通じて情報の共有化を図るための事業です。こちらも引き続き実施する予定で、平成29年度予算に計上しています。

配布資料4についての説明は以上です。

#### 平山専門官

続きまして、配布資料5-1～5-4に基づき、文化審議会文化政策部会における新しい文化行政の在り方についての審議状況について御報告します。

配布資料5-1の概略の部分ですが、「文化芸術に関する基本的な方針（第4次基本方針）」が昨年5月に閣議決定されましたが、それ以降に生じた、文化庁の京都移転の方針決定や、東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムの枠組み整備を踏まえまして、新しい文化行政を展開するに当たって強化すべき点について、11月半ば頃をめぐり答申をまとめるべく、現在、文化審議会文化政策部会で審議が行われています。

経緯については、その下に書いております。9月27日に文化審議会の総会と文化政策部会の合同会議が行われ、そこで義家副大臣から審議要請がなされました。審議要請の詳細は、配布資料5-2のとおりですので、後ほど御確認ください。9月27日の会議では、伊東分科会長から、言葉というものを文化芸術の中に明確な形で位置付けていただきたいという趣旨の御発言を頂いております。この文化審議会総会での審議要請を踏まえ、10月に入り、文化政策部会の中に設けられましたワーキング・グループや文化政策部会本体での議論が進められております。

それと並行して、関係団体からの書面ヒアリングも行われております。配布資料5-3を御覧ください。文化芸術に関する13団体から書面ヒアリングを行っています。国語分科会に関係するところでは、日本語教育学会及び日本語教育振興協会から意見を出していただいております。

では、現在の答申の検討状況ですが、10月21日に行われた文化政策部会において、配布資料5-4「文化芸術立国の実現に向けた総合的取組の推進へ（仮題）（答申（素案）」）が配布されています。配布資料5-4の2ページの目次を御覧ください。「はじめに」、「第1．総論」、「第2．各論」と大きく分けられており、「第2．各論」の最初に「総合的取組の推進の姿（理念や目的）について」と、理念や目的について触れています。その「（4）子供・若者、高齢者、障害者、在留外国人等の文化芸術活動等を通じた共に生きる社会の形成」の具体的な文章が10ページにあります。10ページを御覧ください。（4）の部分の一番下に、「言語は文化の基盤であり、他者と意思疎通を行うために不可欠な手段であることから、言語施策の充実を図っていくことが必要である。」という文言が現時点の案では盛り込まれています。

また、各論の重要施策を並べたところで日本語教育についても触れられております。18ページ（3）を御覧ください。「日本語教育の質の向上」とあり、「日本語教育は、国内では、外国人の生活や社会参加を支えるだけでなく、経済活動、国際交流、文化交流の面においても我が国の将来に大きな役割を担っている。同様に、国外においても、諸外国の人々に、日本語を学ぶことを通じて、文化芸術をはじめとした日本への理

解を深めてもらうことは大きな意義がある。このため、国内で日本語教育を実施している機関及びその教育内容の質の向上や、国内外での日本語教育人材の養成・研修について取組を強化する必要がある。」という文言が盛り込まれています。

本件については、配布資料5 - 1の一番下に書いてあるとおり、11月14日の文化審議会の総会と文化政策部会の合同会議において、これまでの議論やヒアリング等の結果を踏まえて作成された答申案について審議がされます。11月半ば頃をめどに答申をまとめる方向性で動いておりますので、そこで議論がまとめれば11月14日に答申ということになるかと思えます。事務局からの報告は以上です。

#### 伊東分科会長

平成29年度の概算要求並びに文化審議会文化政策部会における新しい文化行政の在り方について、御意見、御発言を頂きたいと思えます。

#### 納屋委員

「文化芸術立国の実現に向けた総合的取組の推進へ(仮題)」の素案を紹介していただいたこと、大変有り難く思います。10ページの御説明部分に「言語施策の充実を図っていくことが必要である」とありますが、これは国内的なことだと思えます。世界に発信していくという中身にはできないのでしょうか。

つまり、リオオリンピックでも、北京オリンピックでも、漢字をはじめ、言葉について出てきています。言葉の問題は、国内問題で和を保てるとかコミュニケーションのことを考えるとただけではなくて、日本を世界に売り出していくときの一つの重要なものだと考えておりますので、申し上げました。

#### 岸本課長

11ページ(6)に「我が国の文化芸術の世界への発信・交流による世界文化への貢献」という項目がありますが、総合的にお読みいただいて、言語政策がその全ての活動の基盤にあるということをお感じ取りいただけるような形でこの答申に反映できるよう、今の御意見を踏まえ、我々も答申の素案についての意見出しをするように努力していきたいと考えております。

#### 三枝委員

非常に細かい、言葉の定義についてです。18ページ「日本語教育の質の向上」の1行目に「日本語教育は、国内では」とあります。書いてある言葉は「外国人」となっていますが、これは外国人というか、外国から来られた観光客も含む広い定義なのか、あるいは外国籍住民なのか、どこら辺を想定していらっしゃるのでしょうか。

#### 岸本課長

文化庁で行っている地域日本語教育は、外国人住民の方が対象です。地域住民としての外国人の方の社会参加を後押しするという目的のために行っております。主たる想定をしている対象の外国人の方は日本国内に住んでいらっしゃる方を想定しております。ただ、必ずしも短期的に日本にいらっしゃる、例えばオリンピック・パラリンピックの機会に日本にいらっしゃって、日本語を学びたいとか、そういう希望を持っていらっしゃる方を排除した施策を実施してはおりません。広く取れば、そういった方も日本語教育の対象には入り得るのかとは思っておりますが、主たる想定している対象者は外国人で日本に定住している方ということなのです。

### 三枝委員

飽くまでここに書いてある文言の表記からすると、「生活や社会参加」ということになりまますから、日常的に日本に暮らしていらっしゃる方だろうと読み切れませんが、「外国人」というと非常にカテゴリーが広がるものですからお尋ねした次第です。

### 塩田委員

今まで日本語教育の方で、例えば今日頂いた資料の中でも、「生活者としての外国人」という、この「生活者」という言葉が出てきます。国語辞典を引くと、「日々の生活を営む人」ということで、人間であれば普通は営んでいるわけです。ここで言っている「生活者」というのは、国内在住のという意味より広いのか狭いのか、もし狭いとしたらどういった部分なのかということをお教えいただけたらと思います。

### 岸本課長

文化庁で対象としている日本語学習者というのは、資格取得のためであるとか、留学目的であるとか、要するに学校に在籍したり職場で働いていたりする外国人の方が何か研究なり教育を受けるために必要な日本語あるいは働くために必要な日本語を学ぶということではありません。地域で日常生活を営むために必要な日本語を勉強していただく、そのための日本語教育の場、環境を整備するということをお目的としております。

そういう意味で「生活者」という言葉を使っています。塩田委員のおっしゃるような、日本国内で生活している外国人の方全てが対象になるということになると考えております。

### 塩田委員

実質的に同じだけれども、より地域という観点が強いということでしょうか。

### 岸本課長

要するに、特定の在留資格であるとか年齢であるとか身分であるとか、そういうものに着目して施策を展開しているわけではないということです。誰でも生活をしている側面はあると思いますので、日本で生活していらっしゃる外国人の方全てがある意味ではその対象になる一面を有していらっしゃるということになると思います。

### 伊東分科会長

では、本日の議題は以上とします。今までの議論を通して、何か御意見等ございましたら、また今後お願いしたいと思っております。

これで第 62 回文化審議会国語分科会を終了します。ありがとうございました。